

# 山武市観光関連事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の減少に起因する観光関連事業への影響に鑑み、市内観光関連事業者（宿泊、海の家、観光バス、タクシー）に対し支援金を支給します。

**対象者** 次の(1)～(5)のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 市内に事業所（海の家含む。）を有する法人又は個人
- (2) 市内で事業を営む観光関連事業者（旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊（民泊）、海の家、観光バス、タクシー）
- (3) 山武市観光協会又は山武市商工会の正会員であること。
- (4) 市税に滞納がないこと（猶予者除く。）。
- (5) 事業実態があり事業継続意思があること。

**【支給金額（1事業者あたり）】** ※重複事業がある場合は、いずれか一つの事業での申請となります。

- ・旅館ホテル 客室 50 室以上 100 万円、40～49 室 80 万円、30～39 室 60 万円、20～29 室 40 万円、20 室未満 20 万円、簡易宿所 20 万円、民泊 20 万円
- ・海の家、観光バス、タクシー 20 万円

**【申請に必要なもの】**

- (1) 支援金申請書
- (2) 営業許可証等の事業に必要な許諾等がわかる書類の写し（裏面参照）
- (3) 事業実態がわかる書類の写し（確定申告書、売上台帳等）
- (4) 振込指定口座の通帳の写し
- (5) 本人確認書類（運転免許証等）の写し（※個人事業主の場合のみ）
- (6) 市外に住所を有する個人事業主については、市税等の未納がないことが確認できる証明書

**【支援金申請から支給まで】**

1 [申請者]

要件に該当する事業者は、支援金の申請（兼請求）をしてください。

※申請様式は市ホームページでダウンロードできます。

※郵送又は直接窓口に書類を提出してください。

↓

2 [山武市]

申請内容の審査（可否決定）後、決定者の指定口座に給付金を振込みます。

○申請先 山武市役所 商工観光課（下記参照）

○申請期間 令和3年8月24日（火）～令和3年10月29日（金）※消印有効

山武市役所 産業振興部 商工観光課 商工係【平日8時30分～17時15分】

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 TEL 0475-80-1201 FAX 0475-82-2107

HP <https://www.city.sammu.lg.jp/page/page003823.html>

○種別による支給額及び必要書類

種別	支給額	個別に必要な申請書添付書類	
宿泊事業者 (旅館・ホテル)	客室数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館業法の許可書の写し</li> <li>・ 客室数が確認できる書類の写し</li> </ul>	
	50室以上		1,000,000円
	40室～49室		800,000円
	30室～39室		600,000円
	20室～29室		400,000円
	20室未満	200,000円	
宿泊事業者 (簡易宿所)	200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅館業法の許可書の写し</li> </ul>	
宿泊事業者 (住宅宿泊事業)	200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写し</li> </ul>	
海の家事業者	200,000円	※令和元年度中の許可実績については、商工観光課にて確認します。	
観光バス事業者	200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般貸切旅客自動車運送事業者の許可証の写し</li> </ul>	
タクシー事業者	200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し</li> </ul>	